

仮住居借上げに係る家賃及び更新料に関する契約書

京都市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、市営住宅の建替事業の実施に伴う仮住居の借上げに係る家賃及び更新料に関し、次のとおり契約を締結する。

（住宅の借上げ）

第1条 乙は、甲が建替事業により新たに建設する市営住宅に移転するまでの間の仮住居として、次の賃貸住宅を借り上げるものとする。

住宅の所在地	
賃貸人の氏名	

2 乙は、前項に掲げる賃貸住宅を借り上げる費用として、家賃又は更新料を支出したときは、そのつど、その旨を証する書類を添えて、速やかに甲に届け出、その確認を受けるものとする。

（家賃に対する助成金）

第2条 甲は、乙の請求により、第1条第2項に規定する家賃に対する助成金として、毎月、金 円を支払うものとする。ただし、乙が家賃を支出する前に甲が支払う家賃に対する助成金は、6箇月分を限度とする。

2 前項に規定する助成金の対象となる期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、甲は、必要があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

3 甲は、第1項に規定する助成金の額を、甲が定めるところにより、毎年乙が行う収入申告に基づき、増額し、又は減額するものとする。なお、甲は、乙が収入申告を行わない場合、又は行われた収入申告を甲が不相当と判断した場合には、甲が定めるところにより助成金の額を定める。

4 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、第1項に規定する助成金の額を、甲が別に定めるところにより増額し、又は減額することができる。

（更新料に対する助成金）

第3条 甲は、乙の第1条第2項に規定する更新料に係る届出があったときは、甲が別に定めるところにより、更新料に対する助成金を支払うことがある。

（借上住宅の明渡し）

第4条 乙は、第1条第1項に掲げる賃貸住宅を明け渡したときは、その旨を証する書類により、速やかに甲に届け出、その確認を受けるものとする。

（家賃の返還）

第5条 乙は、第1条第1項に掲げる賃貸住宅に係る賃貸借契約が終了した場合において、第1条第2項に規定する家賃の全部若しくは一部を賃貸人から返還され、又は賃貸人に支払わなかったときは、速やかに当該返還金等に係る第2条第1項の規定による助成金を甲に返還するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市
代表者 京都市長 印

乙 住 所

氏 名 印

（注 この契約書は、第6号様式を使用した場合において、乙が家賃又は更新料の支出をするときに使用する。）